

## 集団的自衛権行使容認撤回へ 県弁護士会が集会計画



集会やパレードに向けて準備する県弁護士会の関係者ら＝名古屋市中区で

集団的自衛権の行使容認した閣議決定の撤回を求めるため、県弁護士会は十七日、名古屋市の中心部で大規模な集会とパレードを行なう。安倍内閣は昨年七月の閣議で、他国を武力で守る集団的自衛権の行使を禁じてきただ憲法こうしたイベントを主催する見込

の解釈を変え、行使を認めることを決意した。県弁護士会は「民主国家の根本原理である立憲主義が否定される。憲法の平和主義は歴史的な試練に直面している」と訴えている。さまざまな人々が結集しやすいよう、掲げるテーマは集団的自衛権の行使への反対といふ一点のみ。各団体には、横断幕などで、今場の違いを超えた参加を呼び掛けている。

催すのは珍しく、幅広い団体や個人に、立場の違いを超えた参加を呼び掛けている。安倍内閣は昨年七月の閣議で、他国を武力で守る集団的自衛権の行使を禁じてきただ憲法こうしたイベントを主催する見込

みといつ。実行委員の矢崎暁子弁護士（三二）は「時の政府が憲法解釈を変えていいのか。法に基づく政治が行われるのかが問われているのかが問われている」と話す。

集会は、午後一時半から名古屋・栄の久屋大通で。午後二時半からは栄、大須周辺の二コースに分かれて、パレードが予定されている。

（圆）県弁護士会の人権

・法制係 052（2）03）4410